（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第十二条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（裁判員等の宿泊料・法第十一条等） **第八条**　［略］ ２　宿泊料の額は、一夜当たり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が二級である者について国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）第九条本文の規定により算定した宿泊費の額と同額とする。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（裁判員等の宿泊料・法第十一条等） **第八条**　［同上］ ２　宿泊料の額は、一夜当たり、宿泊地が、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）別表第一に定める甲地方である場合においては八千七百円、乙地方である場合においては七千八百円とする。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正）

第十三条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法第六条） **第六条**　精神保健審判員に支給する旅費、日当及び宿泊料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定に基づいて受ける鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費、宿泊手当並びに宿泊費の額と同一とする。 ［２　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（精神保健審判員の旅費、日当及び宿泊料・法第六条） **第六条**　精神保健審判員には、旅費、日当及び宿泊料を支給するものとし、その種類及び金額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定に基づいて受ける旅費の種類及び金額と同一とする。ただし、精神保健審判員が処遇事件の係属する裁判所又はこれと同一の場所にある他の裁判所で職務を行う場合における日当は、専ら旅行に要した日に係るものに限る。 ［２　同上］

（少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則の一部改正）

第十四条　少年法による調査及び観察のための援助費用に関する規則（昭和二十五年最高裁判所規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十条の二の費用のうち、旅費は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による二級から五級までの間において、別に最高裁判所が定める職務の級にある者に、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）及び国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三百六号）の規定に基づき支給する額に相当する額、その他の費用は、実費額以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。	少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第三十条の二の費用のうち、旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）に定める職務の級二級から五級までの間において、各保護司及び児童委員につき、別に最高裁判所が定める職務の級にある者に支給する額に相当する額、その他の費用は、実費額以内において当該事件を取り扱う家庭裁判所が相当と認める額を支払う。

附　則

１　この規則は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十二号）の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

２　この規則の施行前に支給原因となる事実が生じた旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官　今崎　幸彦